

令 和 7 年 6 月

定 例 教 育 委 員 会

1

6月定例会（1）

開催日時 令和7年6月16日（月） 14時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

4 報 告

（1）「学校文書大削減プロジェクト」について （働きがい推進室）

（2）令和8年度県立学校職員（実習助手、寄宿舍指導員）採用選考試験について （高校教育課）

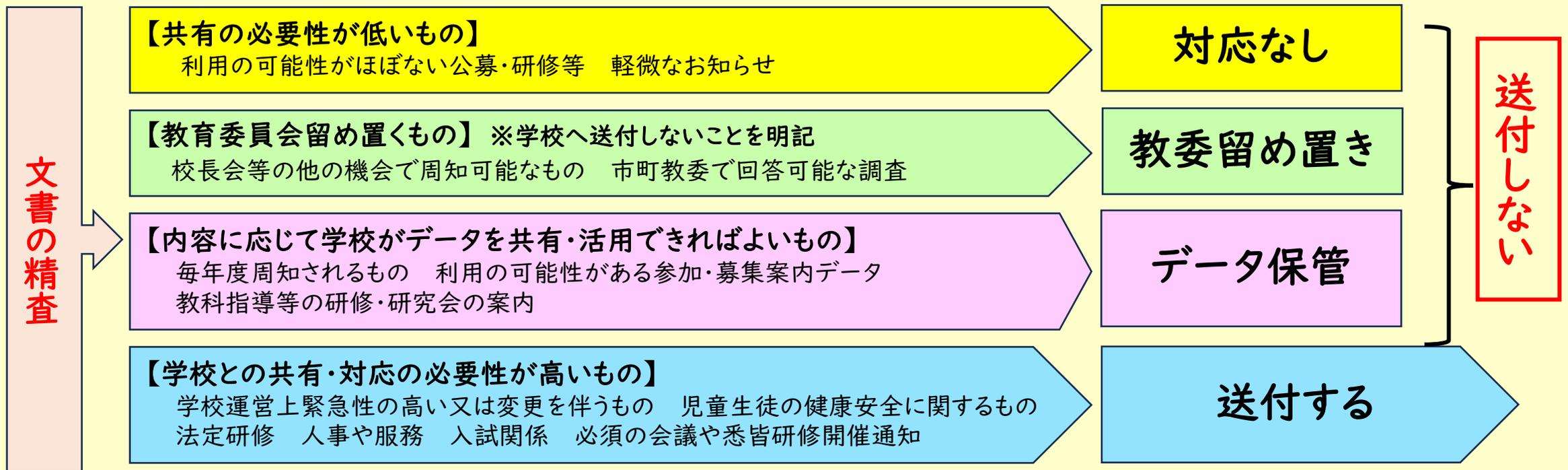
（3）対馬市観音寺の仏像の返還について （学芸文化課）

報 告 事 項 (1)

働きがい推進室

件 名	「学校文書大削減プロジェクト」について
概 要	<p>1 取組の目的 学校現場の負担業務の一つとなっている文書処理の負担軽減を図るため、県教育委員会から学校へ発出する文書等を精査することで大幅に削減し、学校の負担軽減を図る。</p> <p>2 現状等</p> <ul style="list-style-type: none">○ これまで、各種調査の統合や見直し、グループウェアの活用などにより文書等の削減に取り組んできた。○ しかしながら、現在も多くの文書等が学校に送付されてきており、その処理に時間を要している。○ また、多くの学校では、文書をメールで送付するとともに、紙で出力して回覧する形態を取っており、担当者等の負担となっている。 <p>3 取組の概要（別紙参照）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 従来送付していた文書を下記のとおり精査する。 送付しないもの 教育委員会で留め置くもの 共有データ等により閲覧可能な状態にするもの 学校へ送付するもの○ 参加・作品募集チラシ等について、学校への配布を原則取り止めること。○ 本取組に併せて、各学校においても紙とメールでの二重の処理等を見直し、業務の改善を図るよう依頼。○ 市町教育委員会にも県の取組を示しながら、連携して取組を推進していくこととしている。 <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none">○ 運用開始日 令和7年6月2日○ プロジェクトチームを立ち上げ、運用についての課題等を検討し、改善を図っていく。

① 次の方針に基づき、従来は送付していた文書について、精査（スクリーニング）する。



② 参加・作品募集チラシ等について、学校への配布を原則とり止め

- 学校への参加・作品募集については、団体等からも含め、チラシ配布はしない。
⇒ ただし、学校の判断で、学校教育の一環として取り組めるようにするため、電子データをグループウェアで管理し、学校が活用できるようにする場合あり。
- 学校や先生方へのアンケート等の依頼については、原則受け付けない。
⇒ 相談の上、実施の必要があると認める場合においても、実施方法や頻度、内容の見直しを求める。

報 告 事 項 (2)

高 校 教 育 課

件名	令和 8 年度 県立学校職員（実習助手、寄宿舍指導員）採用選考試験について																																									
概要	<p>1 職 種 (1) 実習助手（理科、農業、工業(機械、電気、建築)、商業、特別支援） (2) 寄宿舍指導員</p> <p>2 募集人数及び出願資格 《A採用（障害者特別採用選考）》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">募集職種</th> <th style="width: 10%;">募集人数</th> <th colspan="2" style="width: 80%;">対象者及び資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">実習助手</td> <td style="text-align: center;">理科</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">若干名</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;"> ①昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者 ※理科は、採用後、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">商業</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※上記手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。</p> <p>《B採用》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">募集職種</th> <th style="width: 10%;">募集人数</th> <th colspan="2" style="width: 80%;">対象者及び資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">実習助手</td> <td style="text-align: center;">理科</td> <td style="text-align: center;">2名</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> ①昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ※理科は、採用後、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別支援</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;"> ①昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ②募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 ③地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ※工業については、希望の学科を記入し、その中から任用する </td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">工業</td> <td style="text-align: center;">(機械)</td> <td style="text-align: center;">2名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(電気)</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(建築)</td> <td style="text-align: center;">2名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">商業</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td style="text-align: center;">計 5名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">寄宿舍指導員</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td colspan="2" style="vertical-align: top;"> ①昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 </td> </tr> </tbody> </table>				募集職種	募集人数	対象者及び資格		実習助手	理科	若干名	①昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者 ※理科は、採用後、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある	特別支援	工業	商業	募集職種	募集人数	対象者及び資格		実習助手	理科	2名	①昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ※理科は、採用後、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある	特別支援	1名	農業	1名	①昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ②募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 ③地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ※工業については、希望の学科を記入し、その中から任用する	工業	(機械)	2名	(電気)	1名	(建築)	2名	商業	1名	計 5名	寄宿舍指導員	1名	①昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者	
募集職種	募集人数	対象者及び資格																																								
実習助手	理科	若干名	①昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者 ※理科は、採用後、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある																																							
	特別支援																																									
	工業																																									
	商業																																									
募集職種	募集人数	対象者及び資格																																								
実習助手	理科	2名	①昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ※理科は、採用後、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある																																							
	特別支援	1名																																								
	農業	1名	①昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ②募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 ③地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ※工業については、希望の学科を記入し、その中から任用する																																							
	工業	(機械)		2名																																						
		(電気)		1名																																						
		(建築)		2名																																						
商業	1名	計 5名																																								
寄宿舍指導員	1名	①昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者																																								

概要

3 出願期間

令和7年6月9日（月）～令和7年7月4日（金）

※当日消印有効 持参の場合は午後5時まで

4 第1次試験

- (1) 試験日時 令和7年7月12日（土）午前9時30分～
- (2) 試験会場 長崎県庁行政棟1階
（長崎市尾上町3-1）
- (3) 試験内容 ①一般教養試験 ②適性検査
- (4) 合格者発表 令和7年8月1日（金）予定

5 第2次試験

- (1) 試験日 令和7年8月22日（金）
- (2) 試験会場 長崎県庁行政棟3階
（長崎市尾上町3-1）
- (3) 試験内容 ①小論文 ②個人面接
- (4) 合格者発表 令和7年9月5日（金）予定

報 告 事 項 (3)

学芸文化課

件 名	<p>県指定有形文化財「^{かんのんじ} 観音寺の^{かんせおんぼさつざぞう} 観世音菩薩坐像」の返還について</p>
概 要	<p>1 返還された仏像</p> <p>名 称 県指定有形文化財「観音寺の観世音菩薩坐像」 (昭和48年5月18日指定)</p> <p>所 有 者 対馬市 観音寺</p> <p>返 還 日 時 令和7年5月12日</p> <p>返 還 場 所 対馬市豊玉町 観音寺(法要後、対馬博物館に寄託)</p> <p>2 これまでの経緯</p> <p>平成24年10月 対馬市、観音寺から仏像が盗難された。</p> <p>平成25年2月 韓国内で窃盗団が逮捕され、仏像は韓国検察が押収した。</p> <p>平成28年4月 ^{ふせきじ}浮石寺が所有権を主張し、韓国政府へ引き渡しを求めて提訴した。</p> <p>令和5年10月 韓国の最高裁が浮石寺の訴えを棄却し、観音寺の所有権が確定した。</p> <p>令和6年12月 観音寺と浮石寺の関係者による協議が行われ、浮石寺で法要後、仏像を返還することで合意した。</p> <p>令和7年1月24日 韓国国立文化遺産研究院で^{てじょん}大田地方検察庁から観音寺への仏像の返還手続きがなされ、その後、法要のため浮石寺に貸し出した。</p> <p>令和7年5月12日 約13年ぶりに観音寺へ戻り、同寺での法要後、対馬博物館へ寄託された。</p> <p>令和7年5月16日 対馬博物館において、仏像の特別公開が始まった。(～6月15日まで)</p>



対馬博物館での展示の様子